

(様式 1)

美教 第 574 号

令和元年12月16日

文部科学大臣 殿

美祢市長

西 岡 晃 印



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので届け出ます。

記

1. 施設整備計画の名称

美祢市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成3.1年度～平成3.2年度（2年間）

（担当）

美祢市教育委員会教育総務課

住所：山口県美祢市大嶺町東分326-1

電話：0837-52-5260

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物について構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高め、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を行うとともに、安全な学校給食の実施を行うため現在の老朽化した調理場に対し、新規に給食センターを整備することで児童や地域住民の安全確保を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

近年における気温の上昇に伴い、学校現場においても望ましい教育環境とは言えない状況であり、学習意欲の減退や精神的ストレスの蓄積などが危惧されている。このため、子どもたちが一日の大半を過ごす普通教室を中心に空調設備を整備し、学習効果を高め、学力の向上を目指す。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		12 校
中学校		6 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	6 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	15 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	37 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	
国土強靭化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

学校施設の耐震化など、目標として定めた指標の測定などについては、教育委員会内において、学識経験者などを交え点検評価などを実施して進行管理を行っており、結果を市のホームページなどを通じて公表している。今後も同様に実施していく。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改革等事業に関する事項(学校ごと)